

IV 関東森林管理局仕様書

1 総則

- (1) この関東森林管理局造林事業仕様書(以下「作業仕様書」という。)は、請負実施に係わる造林関係の各作業種の一般的な作業仕様を示すものであり、請負事業の全般に係わる一般的な事項は造林請負事業標準仕様書によるものとする。
- (2) これに示されていない事項及び特殊な作業については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- (3) 特記仕様書に記載された事項は、この作業仕様書に優先するものとする。

2 下刈 (全刈)

(1) 作業方法等

区域内の幼齢植栽木（以下「植栽木」という。発生している有用天然木等で植栽木の配置状況等に応じて保残育成するものを含む。以下同じ。）と競合状態にある全ての雑草、笹、雑灌木、つる類等の刈払いを行うものとし、その方法は以下による。

- ① 刈払高は、できるだけ地際に近い位置とする。
- ② 刈払物は植栽木を覆わないよう注意し、なるべく植栽木の根元周囲（あるいは列間）に寄せて乾燥防止等に活用すること。
- ③ 植栽木に巻きついたつる類は生育に支障のないように取り除くこと。
- ④ 刈払いに際しては、特に植栽木を損傷しないよう注意し、特に植栽木の周囲の刈払いには、植栽木の根元に鎌及び刈払機の刃部が向かないよう植栽木を中心として外側の方向に刈払いを行うものとする。
- ⑤ 特に、笹、雑草等の繁茂が著しい箇所では監督職員の指示に従い、あらかじめ植栽木の周囲を刈払い、位置を明らかにしてから刈払いを行うこと。
- ⑥ 保護樹として保残してある立木で、植栽木の生育を阻害しているものがある場合は、枝払いを行うものとする。

(2) 作業記録

下刈の月日、林小班、樹種、刈払方法、作業量、折損本数、単木保護資材の損傷等の記録は、請負者において行い、「Ⅶ様式」に定める「様式 U8」に取りまとめの上監督職員に提出するものとする。

(3) 刈払機作業における振動障害の予防

刈払機による振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」（平成 21 年 7 月 10 日基発 0710 第 2 号・別紙）を確実に守るとともに、これらの指針が作業者にも守られるよう必要な措置を講じること。

3 除伐

(1) 除伐対象木

- ① 目的木（有用天然木等を含む。以下同じ。）の成育に支障となるつる類、雑灌木類。
- ② 目的木のうち、被圧木、枯損木、曲がり木等の形質不良木及び被害木。
- ③ 植栽木が有用天然木と競合している場合は、形質及び樹勢が良好でないもの。

(2) 保残すべき樹木

- ① 植栽木がないか極めて少ない箇所に成育する有用天然木。
- ② 尾根筋、沢筋に成育する有用天然木。
- ③ 崩壊地等の周辺及び林縁にある林分保護上必要な天然木。
- ④ (1)③で残存することとした有用天然木。
- ⑤ 目的木の成育に支障とならない雑灌木。

(3) 除伐木等の処理方法

- ① 除伐木の伐採高（株高）は、地上 60 cm以内とする。
- ② つる類は、地際に近い位置で完全に切断し、目的木から取り除くこと。
- ③ 伐倒に当たっては、目的木を損傷しないよう十分注意する。
- ④ 除伐木は、横倒しにして転がり落ちないように地面に密着させ安定させておくこと。
- ⑤ 植栽木が極めて少ない箇所は、植栽木の周囲を植栽木の樹高の 1/2 程度伐り開く。
- ⑥ 植栽木がほとんどない部分は、監督職員と協議のうえ現状のまま手を加えないこととする。

(4) 刈払機作業における振動障害の予防

刈払機による振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」（平成 21 年 7 月 10 日基発 0710 第 2 号・別紙）を確実に守るとともに、これらの指針が作業者にも守られるよう必要な措置を講じること。

4 除伐 2 類

(1) 除伐対象木

- ① 植栽木等の成育に支障となるつる類、及び植栽木等と競合状態にある雑灌木類で、(2)③～⑤を除く樹木。
- ② 植栽木等のうち、形質及び成長が不良なもの。
- ③ 形質及び成長が良好な植栽木等のうち、胸高直径がおおむね 18 cm未満のもの。
- ④ 植栽木が有用天然木と競合している場合は、形質や樹勢が良好でないもの。

(2) 保残すべき樹木

- ① (1)④で残存することとした有用天然木。
- ② 尾根筋、沢筋に成育する有用天然木。
- ③ 崩壊地等の周辺及び林縁にある林分保護上必要な天然木。
- ④ 目的木（有用天然木等を含む。以下同じ。）の成育に支障とならない雑灌木。
- ⑤ その他監督職員の指示等によって残存させるべき樹木。

(3) 除伐木等の処理方法

- ① 除伐木の伐採高（株高）は、地上 30 cm以内とする。

- ② つる類は、地際に近い位置で完全に切断し、目的木から取り除くこと。
 - ③ 伐倒に当たっては、目的木を損傷しないよう十分注意する。
 - ④ 除伐木は、横倒しにして転がり落ちないように地面に密着させ安定させておくこと。
- (4) チェーンソー作業における振動障害の予防

チェーンソーによる振動障害を防止するため、厚生労働省において定める「チェーンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害予防対策指針」(平成 21 年 7 月 10 日基発 0710 第 2 号・別紙)を確実に守るとともに、これらの指針が作業員にも守られるよう必要な措置を講じること。

5 林地除草剤散布

(1) 散布区域及び散布量等

- ① 散布区域は、監督職員が明示した区域とする。
- ② 薬剤の種類、単位当たりの散布量等は、別紙特記仕様書のとおりとする。

(2) 作業方法

- ① 散布は地上からの手まきとし、「むら」にならないよう均等に全面散布を行う。
- ② 「まきむら」を避けるため、指定量全量を一回に散布しないで、所要量の 5 %程度を残し薬剤の効果が現れるのを待って、不足箇所又は強力な植生に対して手なおし散布する。
- ③ 植生密度の高い箇所又は強力な植生には散布量を増加する。
- ④ 植栽木薬害を考慮し、植栽木を中心として約 30 cm前後の周囲には散布しないようにする。

(3) 安全上の留意事項

- ① 本作業実行に当たっては、「林地除草剤作業基準」に基づき、薬剤の特性、事業実行上の注意、散布要領を全作業員に熟知させなければならない。
- ② 作業に当たっては、保護衣類(防護衣、手袋、マスク等)を確実に着用させ、薬剤を素手で握ったり、皮膚に付着しないようにするとともに作業後は、露出部の水洗いを必ず行わせるなど健康管理、災害防止に万全を期すこと。
- ③ 塩素酸塩類を主剤とする除草剤を使用する場合は、特に発火性が強いことから、作業中のたき火は厳禁するとともに、作業終了後の保護衣類や薬剤が浸透したと思われる下着類は十分水洗を行い、これらを乾燥する時は火気を用いてはならないことを徹底すること。

(4) 実行上の留意事項

- ① 散布時の風向に留意し、風上から風下に向けて散布する。
- ② 散布は、強風・雨天を避け、散布中に強風や降雨があった場合は直ちに作業を中止する。
- ③ 薬剤は吸湿性が強いので、開封した薬剤はその日の内に全量散布する。
- ④ 薬剤の授受は、監督職員立会のもとに厳正に行い、厳重かつ良好な状態で保管しなければならない。
- ⑤ 崩壊危険箇所、河川、沢等については、両側に 10m程度(常時流水のある沢については 20m程度)の間は散布しないこと。
- ⑥ 空箱、空袋は林地内の安全な場所に集積し、監督職員立会のもとに数量を確認し、適正に処分すること。

キ 散布箇所には、監督職員の指示により標示をすること。

特記仕様書（造林）

1. 除伐について

238よ林小班について、森林総合研究所および森林技術・支援センターによる共同試験プロットを除地にしていることから、請負者は監督職員等と作業着手にあたり現地確認等調整を行うこと。

2. 除草剤散布について

仕様

除草対象	薬剤種	品質・規格	単位当たりの 散布量	適用林小班等
クズ・雑草	トリクロピル 紛粒剤	微粒状	75 kg/ha	12に林小班

※上記仕様は「ホドガヤザイトロン微粒剤」を参考とし、使用する薬剤は上記の薬剤種および品質・規格を満たすものとするが、同等の効果が見込まれる薬材であれば、監督職員と協議の上、使用することも可能とする。

3. 放射線障害防止措置について

請負者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）に基づき、特定線量下業務従事者に対し適切な放射線障害防止措置を講じること。

4. チェーンソー作業における労働災害の防止について

チェーンソー作業における労働災害の防止について厚生労働省の定める「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第4号）に基づき、請負者は作業員にチャップス等の防護衣を着用させることとし、その使用を適切に管理しなければならない。

5. 豚熱（CSF）の感染拡大防止について

豚熱（CSF）の感染拡大防止のため、茨城県におけるCSF対策を熟知して適切な対応に努めなければならない。